

議案第31号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年3月14日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 堀 恵子

(提案説明)

幼稚園教育職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正などに伴う改正を行うため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に、「100分の55」を「100分の52.5」に改める。

第5条第1項第6号中「期間」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である場合を除く。）」を加え、同条第5項中「若しくは介護休暇」を「、介護休暇若しくは勤務時間条例第18条の2に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）」に改め、「規定する部分休業」の次に「（以下「部分休業」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

7 第5項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を7時間45分をもって1日として換算した日及び1日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が30日を超えない場合は、適用しない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に規定する特別の事由のある場合（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者の介護をするときに

限る。)に該当することにより、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年10月世田谷区条例第15号)第2条の規定による職務に専念する義務の免除をされたことによる勤務しない時間については、改正後の第5条第5項の規定は適用しない。

新旧対照表

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

新	旧
<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の90</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の110</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の42.5</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の52.5</u>)</p> <p>(第2項～第3項 現行に同じ)</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第4条 条例第30条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合に勤務期間におけるその者の別表第1左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ同表右欄に定める割合を乗じて得た割合に次項に規定する成績率を乗じて得た割合とする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)以外の職員 <u>100分の95</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の115</u>)</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の45</u>(条例第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(第2項～第3項 省略)</p>
<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1～5 現行に同じ)</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間(<u>当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1月以下である場合を除く。)</u>)</p>	<p>(欠勤等日数)</p> <p>第5条 前条第1項及び第3項の欠勤等日数は、勤務期間中の次に掲げる期間(第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。)ごとに、当該欠勤等の期間から週休日等を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間(以下「1日の正規の勤務時間」という。)について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日(第10号に掲げる期間にあっては3分の2日とし、第14号に掲げる期間にあっては2日とする。)として換算した日数(1日(第10号に掲げる期間にあっては、3分の2日)未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数)を合計した日数とする。</p> <p>(1～5 省略)</p> <p>(6) 育児休業中の職員として在職した期間</p>

(7 ~ 17 現行に同じ)

(第 2 項 ~ 第 4 項 現行に同じ)

5 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の欠勤等日数の算定に当たっては、1 日の正規の勤務時間の一部について、法第 26 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第 2 条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇、介護休暇若しくは勤務時間条例第 18 条の 2 に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(第 6 項 現行に同じ)

7 第 5 項の規定は、介護時間又は部分休業により勤務しない時間については、それぞれ 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間（育児短時間勤務職員等として在職した期間において介護時間により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間を合計した時間を育児短時間勤務職員等に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とし、再任用短時間勤務職員として在職した期間において介護時間又は部分休業により勤務しない時間にあつては当該勤務しない時間をそれぞれ合計した時間を再任用短時間勤務職員に係る算出率で除して得た時間を 7 時間 45 分をもって 1 日として換算した日及び 1 日未満の端数の時間とする。）を合計した日及び時間が 30 日を超えない場合は、適用しない。

附則（平成 29 年 月 日世教委規則第 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(7 ~ 17 省略)

(第 2 項 ~ 第 4 項 省略)

5 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の欠勤等日数の算定に当たっては、1 日の正規の勤務時間の一部について、法第 26 条の 2 第 1 項に規定する修学部分休業により勤務しない時間、職免条例第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより勤務しない時間（減免基準第 2 条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）に係るものに限る。）、病気休暇若しくは介護休暇により勤務しない時間、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第 1 項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

(第 6 項 省略)

(経過措置)

2 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号）第2条第1項第7号に規定する特別の事由のある場合（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号）第18条第1項に規定する日常生活を営むことに支障がある者の介護をするときに限る。）に該当することにより、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第15号）第2条の規定による職務に専念する義務の免除をされたことによる勤務しない時間については、改正後の第5条第5項の規定は適用しない。